第三号中「第一条の二第二号」を「第一条の二第二項第二号」に改める。

第四号中「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に改める。

第五号中「第一条第二項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

第六号中「実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則」を「船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則」に改める。

第九号中「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則」を「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」に、「第一条第二項第二号」を「第一条の二第二項第二号」に改め、同号の次に次の一号を追加する。

九の二　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物

第十一号中「第一条の二第二項第二号」を「第一条第二項第五号」に改める。

第十四号中「診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」を「医療用放射性汚染物」に改める。

第十六号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改める。

○経済産業省告示第五十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の四四の項の規定に基づき、経済産業大臣が指定する原産地を誤認させるべき貨物を次のように指定し、平成二十八年四月一日から施行する。なお、平成五年通商産業省告示第百二十四号（輸出貿易管理令別表第二の四四の項の規定に基づく仕向国における特許権、意匠権、商標権又は著作権を侵害すべき貨物）は、平成二十八年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十八年三月十八日

経済産業大臣　林　幹雄

輸出貿易管理令別表第二の四四の項の経済産業大臣が指定する原産地を誤認させるべき貨物は、仮に陸揚げした貨物であつて、「ＭＡＤＥ　ＩＮ　ＪＡＰＡＮ」又はこれと類似の表示を付した外国製のものとする。

○経済産業省告示第五十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

経済産業大臣　林　幹雄

三の7の(1)のイ中「試験研究用の」を削り、「貨物を」の下に「試験研究の用に」を加え、三の7の(1)のイの表二九〇三・九九の項中「三以上」を「二以上」に改め、同表二九〇七・一九の項の次に次のように加える。

二九〇八・一一	ペンタクロロフェノール又はその塩

三の7の(1)中ロを ホ とし、イの次に次のように加える。

ロ　ペンタクロロフェノールのエステルを試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係るペンタクロロフェノールのエステルが試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

ハ　イの表又はロに掲げる貨物のうち同位元素の化合物であるものを試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係るイの表又はロに掲げる貨物のうち同位元素の化合物であるものが試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

ニ　イの表、ロ又はハに掲げる貨物のうち二以上を混合したものを試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係るイの表、ロ又はハに掲げる貨物のうち二以上を混合したものが試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

三の9の(3)のイ中「カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ」に改め、「、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を削り、「ダイ」を「タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」に改め、三の9の(3)のロ中「、タジキスタン」を削る。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、三の9の(3)の改正規定は、同年三月三十日から施行する。

○国土交通省告示第五百四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が次のとおり施行するので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(5)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　津市藤方字亀ノ越八三五地先の測量標（北緯三四度四一分〇三秒東経一三六度三一分二二秒）から一七三度一六分五九秒六八・一二〇メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から三四五度一三分四八秒一五六・六一九メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から三四五度一九分二〇秒一四〇・一二二メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から七五度二〇分四四秒九五・一八八メートルの地点 (5)　(4)に掲げる地点から一六二度〇九分三九秒三一四・三一六メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十八年三月十八日

○国土交通省告示第五百五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成二十八年三月十八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北九州市小倉南区大字吉田字クレケ谷一〇〇番六から同市小倉南区大字吉田字郷土ヶ迫九七番四まで	前	最大 九〇 最小 四二	七四
	後	最大 一一〇 最小 四三	

○国土交通省告示第五百六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成二十八年三月十八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
小城市小城町畑田字散四本三十割三三一九番一二七から同市小城町畑田字散四本三十割三三一九番一三八まで	前	最大 一六〇 最小 四六	一一二
	後	最大 一七七 最小 四六	